

平成 16 年(ヨ)第 22093 号

仮処分申立て事件

債権者 日本放送協会

債務者 (有)エフエービジョン

平成 16 年 9 月 1 日

東京地方裁判所民事第 40 部 2 係 御中

債務者代理人弁護士 春日 秀文

準備書面 (1)

債権者準備書面 1 (平成 16 年 8 月 16 日付) 第 2、1 ないし 3 について

1 1 について

日本語衛星放送による「テレビをより楽しむためのヒント」(乙 4) 1 頁目本文 4 行目には、日本から送ってもらったテープを再生するにあたり、現地のビデオデッキが規格に合わないため、わざわざ日本からビデオデッキを海外に持ち込んだ例が挙げられている。そのうえで、PAL 方式のビデオデッキを海外で入手すれば、日本から送ってもらったテープを再生することが出来る旨、説明している。

かように、「日本から送ってもらったテープ」を海外で再生するやり方をレクチャーしており、このことは日本語衛星放送が、日本で録画したビデオテープを海外に送付して海外で再生してよいことを前提としている。

2 2 について

乙第 8 号証の日付は、宅急便の集荷担当者の誤記であり実際は受付日は平成 16

年8月9日であり、届け予定日は同年8月10日である。また、サイズ60の点については、実際はサイズはより大きいが、料金サービスとして集荷担当者の裁量でそのような扱いがなされたものである。

3 3について

申立書別紙2について

実際は本準備書面別紙のとりの表示となる。